

菊川市農業経営基盤の強化の 促進に関する基本構想

令和5年9月

菊 川 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1 頁
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5 頁
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	11 頁
第 4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	13 頁
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	15 頁
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16 頁
第 7	農地中間管理機構の実施に関する事項	28 頁
第 8	その他	29 頁

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 菊川市の概要

菊川市は、静岡県の中西部に位置し、静岡市と浜松市のほぼ中央にあり、温暖な気候で地理的に恵まれ、茶を中心に水稻、施設園芸、畜産等を取り組んだ複合経営が主体となっている。

平成17年1月に旧菊川町、旧小笠町が合併し、菊川市が誕生した。総面積は94.19平方キロメートル、南北に細長く、東は島田市、牧之原市、南は御前崎市、西は掛川市に隣接しており、静岡県の西部地方（遠州東部＝東遠）に位置し、牧之原台地の一部を占めている。

2 菊川市農業の概要

菊川市の農業は、土地の形状や土壌の特性を活かした特色ある農業生産が展開されている。旧菊川地区では基幹作物である茶をはじめとし、水稻やレタス、トマト等の施設園芸など多品目にわたる農業が行われている。特に茶は、県内でも屈指の栽培面積を持ち、令和5年3月に「深蒸し菊川茶」が地理的表示（GI）保護制度に登録され、全国的にも茶産地「お茶の菊川」として名声を発している。旧小笠地区においては、大規模に整備された水田での水稻栽培をはじめ、茶、メロン等の農業が行われている。

これまで、土地基盤整備等による大規模化や緑茶加工施設等の近代化施設の整備を積極的に進め、農業経営の近代化と合理化を図ってきた。

しかし、農業をとりまく情勢は年々厳しさを増しており、農産物価格の低迷や国際化、輸入自由化、労働力の高齢化、後継者不足等様々な問題に直面している。特に中山間地においては、耕作条件の不利も要因となり、急速な農地の荒廃が進んでいる。

3 担い手の育成・確保

菊川市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、環境と景観に配慮した持続的な農業を維持、発展させるため、農地が持つ自然環境景観や治水、洪水防止機能等を果たす大切な地域資源であることを、農業者はむろんのこと地域住民にも広めるとともに、職業として選択しえる魅力とやりがいのある力強い地域農業を推進し、経営感覚に優れた農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や雇用されて農業に従事する者など農業を担う者を適切に確保・育成する。また、生産性と持続性を兼ね備え、マーケットの変化、変容に対応しうる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を進め、経営熟度に応じた規模拡大や生産性の向上、経営の合理化等の支援により、持続可能な農業経営体への発展を促すとともに、意欲的に経営発展に取り組む経営体へは、マーケットインの考え方に基づく販路拡大や法人化等の支援を通じて、ビジネス経営体への発展を支援する。

具体的な経営の指標は、菊川市及びその周辺市において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する主たる従事者1人当た

り1,800～2,000時間の年間総労働時間の水準を確保しつつ、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間所得〔1経営体（家族2人）当たり概ね800万円程度（主たる従事者1人当たり400万円程度）〕を確保できるような効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、農業従事者の減少や高齢化に対応するため、経営体の委託を受けて農作業を行うサービス事業体や地域の農用地を一括管理する特定農業法人、特定農業団体などの多様な担い手の育成も進めるとともに、意欲ある新規就農者を対象に個別相談や情報の提供を積極的に行い、農業後継者の確保に努める。

高齢専従者については、豊かな経験や技能、知識に基づく生産や加工技術を活かし、特産品作りや文化等への伝承等の役割の向上に努める。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

菊川市の近年における新規就農者は、年数人で推移しており、「特産物であふれる産地」として、維持・発展を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 育成・確保すべき人数の目標

国が掲げる具体的な目標として、新規に就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという目標や静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、菊川市においても年間5人程度の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人についても継続して育成していく。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

菊川市及びその周辺町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得300万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、対象を、新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者など幅広くとらえ、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）に農業

を担う者として位置づけ、農地については農業委員会や農地中間管理機構等による紹介、技術・経営面については農林事務所や遠州夢咲農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には持続可能な農業経営体へと誘導していく。

5 菊川市の推進方策

菊川市は、将来の菊川市農業を担う若い農業経営者の意向や、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者及び他産業からの新規就農者、新規参入法人、農業に関係する団体等が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たり、これを支援する農業経営基盤強化促進事業や、その他の措置を総合的に実施する。特に、茶業の振興については、第2次菊川市茶業振興計画（菊川茶産地持続化計画）を策定し、関係者が一体となって取り組みを進める。

また、新規特産物の導入・推進を図り、特産物であふれる産地化を、将来の菊川市農業を担う若い農業者や、その他の農業経営者及び関係団体等と協力し進めていく。

まず、菊川市は、遠州夢咲農業協同組合、菊川市農業委員会、中遠農林事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、菊川市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や法人に対して、上記協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業経営の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員の戸別訪問等による意向把握を行う。農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」という。）に担い手として位置づけ、地域計画を策定する。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の達成に資するために、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号））の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化、法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化、法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び

特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、遠州夢咲農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、集約的な経営展開を進めるため、中遠農林事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

なお、農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、菊川市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

市内の農業生産の重要な担い手でもある女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化、法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加、協力を促進する。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

6 菊川市担い手育成総合支援協議会の推進方策

菊川市担い手育成総合支援協議会は、認定農業者で構成する菊川市農業振興会と連携を密にし、認定農業者等を対象に、経営診断の実施、先進的技術を導入した生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の揭示、相談、指導、研修等を積極的に行う。

第2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方式、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に菊川市及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ、菊川市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶【共同】	<作付面積> 茶＝4.0～5.0ha	<資本装備> ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・防霜ファン <その他> ・全茶園に乗用機械を導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
茶【自園自製】	<作付面積> 茶＝4.0～5.0ha	<資本装備> ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・製茶機械120K1.5ライン ・防霜ファン <その他> ・品種の組合せによる合理化 ・特色ある茶の生産 ・直販など小売販売による高付加価値化	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
茶【法人経営】	<作付面積> 茶＝ 11.0～15.0ha	<資本装備> ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・製茶機械120k2ライン ・防霜ファン <その他> ・品種の組合せによる合理化 ・特色ある茶の生産	・法人会計 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAP認証取得	・雇用を前提とした就業条件、労働環境整備 ・作業のマニュアル化と実施

		・茶工場に茶園を集積		
茶 ＋ メキャベツ	作付面積＞ 茶＝3.0ha メキャベツ＝0.8ha ＜経営面積＞ 3.8ha	＜資本装備＞ ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・防霜ファン ・トラクター（20ps）	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 ＋ 白ねぎ	作付面積＞ 茶＝3.0ha 白ねぎ＝1.2ha ＜経営面積＞ 4.2ha	＜資本装備＞ ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・防霜ファン ・トラクター（20ps） ・小型管理機	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 ＋ 施設花き	＜作付面積＞ 茶＝1.0ha 花＝0.3ha ＜経営面積＞ 1.3ha	＜資本装備＞ ・可搬式摘採機、整枝機、剪枝機一式 ・歩行型管理機一式 ・硬質プラスチックハウス ・防霜ファン ・堆肥置場 ・複合環境制御装置 ・暖房機、無人防除施設 ・蒸気消毒機 ・冷蔵庫 ＜その他＞ ・茶は共同製茶工場参加 ・育苗技術の習得 ・出荷調製の共同化等	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・GAP認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

温 室 メ ロ ン	<作付面積> メロン=1.08ha (年間4.5作) <経営面積> 0.24ha (育苗スペース 0.02ha) (作業スペース 0.01ha)	<資本装備> ・超低コスト耐候性温室 800㎡3棟 ・温室環境制御システム ・温湯(木質ペレット)ボイラー、冷房機 ・ヒートポンプ ・アルミベンチ、自動畝立機 ・炭酸ガス発生装置 ・自動灌水システム <その他> ・雇用労力の有効活用 ・石油代替機器の購入 ・環境保全型技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・年間雇用の確保
いちご	<作付面積> いちご=0.4ha	<資本装備> ・ビニールハウス 2,000㎡2棟 ・内部被覆装置、温風暖房機 - 収穫台車 ・高設栽培システム ・炭酸ガス発生装置 ・小型ポット育苗システム ・動力噴霧機 <その他> ・小型ポット育苗による省力栽培 ・高設栽培による収穫期間の延長 ・複合環境制御装置 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(I P M)の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保
トマト	<作付面積> トマト=0.8ha	<資本装備> ・高軒高ハウス 2,000㎡4棟 ・養液栽培システム ・内部被覆装置、温風暖房機 ・ヒートポンプ ・複合環境制御機器 <その他> ・雇用労力の有効活用 ・総合的病害虫・雑草管理(I P M)の導入	・法人会計 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP認証取得	・雇用を前提とした就業条件、労働環境整備 ・作業のマニュアル化と実施

酪農（畑地型）	<作付面積等> 経産牛 =50頭 育成牛 =25頭 飼料畑面積 =4.0ha	<資本装備> ・成牛繋牛舎 500㎡ ・育成牛舎 200㎡ ・堆肥舎400㎡、尿溜 ・パイプラインミルクカー ・搾乳ユニット自動搬送装置 ・バルククーラー（2,000頭用） ・トラクター60ps、マニユアスプレッダー ・フロントローダー、ダンプトラック 2t ・ロータリー、播種機、ロールベアラー、ラッピングマシン等栽培・収穫機器一式 <その他> ・夏作デントコーン、冬作イタリアンライグラス等 ・アニマルウェルフェアに対応した飼育スペースを確保（牛房2.68㎡）	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システムの確立 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・ヘルパー活用
ばら	<作付面積> ばら=0.6ha	<資本装備> ・ビニールハウス 1,000㎡ 6棟 ・養液栽培システム ・複合環境制御装置 ・暖房機 ・CO₂施用機 ・ミスト装置 ・循環扇 ・ヒートポンプ ・無人防除施設 ・冷蔵庫他 <その他> ・周年切り栽培	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用者の確保

水稲 + 茶【共同】 + 水稲作業 受託	<作付面積> 水稲＝10.0ha 茶 ＝1.0ha 水稲作業受託 ＝15.0ha <経営面積> 26.0ha	<資本装備> ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・防霜ファン ・堆肥置場 ・トラクター（20ps） ・高速側条施肥田植機(4条) ・自脱コンバイン(2条) <その他> ・品種の組合せによる合理化 ・栽培技術の高位平準化による良質 茶生産	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・経営と家計分離 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せ確立 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
水稲 + レタス + 茶	<作付面積> 水稲 ＝3.0ha レタス＝3.0ha 茶 ＝2.0ha <経営面積> 5.0ha	<資本装備> ・乗用型摘採機 ・可搬式摘採機、整枝機、剪枝機一式 ・マルチャー ・レタス半自動定植機 ・レタス自動包装機（400個／時） ・歩行型管理機一式 ・防霜ファン ・堆肥置場 ・トラクター（20ps） <その他> ・茶は共同製茶工場参加 ・栽培技術改善による良質茶生産 ・レタスは農協育苗センターを利用、調製は自家自動包装機と10%は無包装コンテナ出荷を利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ブランド化推進 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・GAP認証取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保

水稻 + 小麦	<作付面積> 水稻＝15.0ha 小麦＝15.0ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> ・トラクター（55ps）、ロータリー ・高速側条施肥田植機（6条） ・グレンタンク自脱コンバイン（5条） ・循環型乾燥機（24石×4台） ・乗用管理機 ・作業場、乾燥調製施設 ・ドリルシーダー（30ps）他 <その他> ・水稻－小麦の2年1巡ブロックローテーション ・品種の組合せによる作期分散 ・早期コシヒカリ栽培 ・基肥一発肥料の使用 ・環境保全型技術の導入	・法人会計 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAPの実践	・雇用を前提とした就業条件、労働環境整備 ・作業のマニュアル化と実施
-------------------------------	--	--	--	---

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の4に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に本市で取り組んでいる事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示す。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
茶【共同】	<作付面積等> 茶 =2.0ha <経営面積> 2.0ha	<資本装備> ・乗用型摘採機（2戸共同利用） ・乗用型防除機（2戸共同利用） ・乗用型複合管理機（2戸共同利用） ・裾刈機 ・防霜ファン <その他> ・共同茶工場への生葉出荷 ・品種組合せによる摘採期延長 ・茶師として従事	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAP認証の取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶【共同】 ＋ 露地野菜	<作付面積等> 茶 =1.5ha <複合作物面積> 露地野菜（葉物） =0.5ha <経営面積> 2.0ha	<資本装備> ・乗用型摘採機（2戸共同利用） ・可搬式摘採機、整枝機、せん枝機一式 ・整せん枝アタッチメント ・裾刈機 ・動力噴霧器＋500Lタンク ・防霜ファン ・小型トラクター（25ps） ・マルチャー、自動包装機 <その他> ・共同茶工場への生葉出荷 ・品種組合せによる摘採期延長 ・茶師として従事	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せ確立 ・GAP認証の取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
水稻	<作付面積等> 水稻＝11.0ha <経営面積> 11.0ha	<資本装備> ・トラクター（45ps）、ロータリー ・高速側条施肥田植機（6条） ・グレンタンク自脱コンバイン（3条） ・循環型乾燥機（40石、18石） ・作業場、乾燥調製施設他	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 ・GAPの実践	・休日制の導入

		<その他> ・品種の組合せによる作期分散 ・早期コシヒカリ栽培 ・基肥一発肥料の使用		
レタス ＋ 枝豆	<作付面積等> レタス＝0.4ha (年間1作) 枝豆＝0.4ha <経営面積> 0.4ha	<資本装備> ・トラクター(20ps)、管理機、マルチャー ・定植機、動力噴霧機 ・包装機 <その他> ・環境保全型技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・契約販売の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
いちご	<作付面積> いちご＝0.14ha	<資本装備> ・ビニールハウス1,400㎡ 1棟 ・内部被覆装置、温風暖房機、収穫台車 ・高設栽培システム ・炭酸ガス発生装置 ・小型ポット育苗システム ・動力噴霧機 <その他> ・小型ポット育苗による省力栽培 ・高設栽培による収穫期間の延長 ・複合環境制御装置 ・雇用労力の有効活用 ・総合的病虫害・雑草管理(I PM)の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用者の確保

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である「深蒸し菊川茶」などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点、県立農林環境専門職大学及び同短期大学部、中遠農林事務所、遠州夢咲農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用施設及び機械等の取得や生活支援、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、菊川市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

加えて、担い手不在地域へ新たな担い手を確保するため、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人等の誘致活動に取り組む。

2 市町が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、中遠農林事務所や遠州夢咲農業協同組合、県農業経営・就農支援センター等関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着までを行う。

これらのサポートのため、中遠農林事務所、農業委員会、遠州夢咲農業協同組合等の関係団体が連携して菊川市担い手育成総合支援協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、

引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、中遠農林事務所、農業委員会、遠州夢咲農業協同組合、県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会、県農業会議及び県農地中間管理機構は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ③ 農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、雇用や農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。
- ④ 県青年農業者等育成拠点は、県の研修事業を実施するとともに、研修生への助言指導、青年農業者組織の活動支援や交流促進の支援等を行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、菊川市担い手育成総合支援協議会及び遠州夢咲農業協同組合と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び県農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、遠州夢咲農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の効率的かつ総合的な利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における 農用地の利用に占める面積のシェアの目標
80%

- (2) 効率的かつ安定的な農業経営の面的集積についての目標

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業の実施を推進し、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の面的集積の割合を高める。

また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整や区画整備等を行い、市町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散(ぶんさん)錯圃(さくほ)の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進や経営規模拡大を目指すビジネス経営体等の誘致活動の推進等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

菊川市は、「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、菊川市農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

菊川市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画推進事業に関する事項
- (2) 利用権設定等促進事業
- (3) 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- (4) 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進
- (5) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (6) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (7) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (8) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- (9) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業等の促進については、菊川市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア 平坦地においては、県営圃場整備事業等の実施がなされ、圃場の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等から農地中間管理事業への切替えを促進する。

イ 山間地の一部やその他の条件不利地においては、作付地の集団化や農作業の効率化を進め、積極的な農用地の有効利用を図る。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法

農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である茶の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市町、農業委員、農地利用最適化推進委員、遠州夢咲農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、中遠農林事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、静岡県、農業委員会、農地中間管理機構、遠州夢咲農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を定期的実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条に基づき、農用地利用集積計画に関する経過措置の期間中は、以下のとおり農用地利用集積計画を定め、公告することができるものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、認定農業者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えてい

るときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 菊川市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての

利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から改正前の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 菊川市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画策定期間

- ① 菊川市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 菊川市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 菊川市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、菊川市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 菊川市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる遠州夢咲農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 菊川市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
 - ② 菊川市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、遠州夢咲農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
 - ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が整ったときは、菊川市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
 - ④ 菊川市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。
- (7) 農用地利用集積計画の内容
- 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用賃借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
 - ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用賃借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用賃借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正前の農地法第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量等、その者が賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた農用地の利用状況

について同意市長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用賃借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 現状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

菊川市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

菊川市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を菊川市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

菊川市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

菊川市は、解除条件付きの賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第60条の2）があった場合は、その写しを菊川市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

菊川市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 菊川市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置

を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

- ② 菊川市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用賃借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用賃借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 菊川市は、②の規定による取消をしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消に係る部分を菊川市の公報に記載すること、その他所定の手段により公告する。

- ④ 菊川市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消に係る賃借権又は使用賃借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 菊川市農業委員会は、②の規定による取消があった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。菊川市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 菊川市は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社との連携の下に、農地中間管理事業の実施を推進する。
- (2) 菊川市、菊川市農業委員会及び遠州夢咲農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有、再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進

生産性の向上、ほ場の効率的活用を推進するため、基盤整備事業の積極的な導入により、ほ場の大型化を推進する。また、集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権の設定、地域計画の策定や農地中間管理事業等を要件とした基盤整備事業、農作業受託の総合的推進

等により、地域農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進する。

5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

菊川市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者と構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6号－1の認定申請書を菊川市に提出して、農用地利用規程について菊川市の認定を受けることができる。

② 菊川市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適当なものであること。

- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 菊川市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を菊川市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 菊川市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 菊川市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 菊川市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、菊川市農業委員会、遠州夢咲農業協同組合、静岡県農業振興公社等の指導、助言を求めたときは、菊川市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体が一体となって総合的、重点的な支援、協力が行われるように努める。

6 遠州夢咲農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

菊川市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 遠州夢咲農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 遠州夢咲農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組の推進
- ウ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- エ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- オ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- カ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分の農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

キ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 遠州夢咲農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

遠州夢咲農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

菊川市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

就農初期段階において、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために菊川市担い手育成総合支援協議会等との交流の機会を設ける。また、関係機関とも連携して、多角的経営のアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

菊川市は1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮する。

① 菊川市は、耕地の区域形質の改良、用排水路等の農業生産基盤の整備と合わせて農地の集団化を実施する。地域の農業の特徴を活かした農業の確立と調和のとれた農村社会を築くため、緑地空間、水辺空間等の生活環境を整備する。その他関連事業を積極的に推進する。

② 菊川市は、農業近代化施設整備事業等の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施する。

- ③ 菊川市は、水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を組み合わせ生産性の高い水田営農の確立と米の安定供給に努め、望ましい経営の育成を図ることとする。

また、ライスセンター育苗施設を中心とする共同施設の整備と、効率化を推進するとともに、受託組織を育成し、土地利用の向上に努め、これとは別に水田の高度利用化を推進するため、裏作レタスの栽培面積の拡大と安定生産を行うための省力栽培体系の確立に努める。

- ④ 菊川市は、花卉市場の大型化と市場のニーズに対応するため経営の大規模化や団地栽培による大量出荷及び流通体制を確立し産地強化を図ると共に、合理的経営とハイテク農業を目指した組織の育成に努める。
- ⑤ 菊川市は、地域農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

菊川市は、菊川市農業委員会、遠州夢咲農業協同組合、農用地利用改善団体、県農業経営・就農支援センターその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方法について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力で推進する。

② 菊川市農業委員会等の協力

菊川市農業委員会等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、菊川市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、菊川市は、このような協力の推進に配慮する。

③ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

④ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために菊川市担い手育成総合支援協議会等との交流の機会を設ける。また、関係機関とも連携して、多角的経営のアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

第7 農地中間管理機構の実施に関する事項

菊川市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持、発展してきたところであるが、中には、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある地域もある。

また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持、発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要になっている。

このため、農地中間管理事業により、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組ができること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること等の条件を満たす者が担い手となり、地域の農地を集積、集約していく。

第 8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 4 年 8 月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 5 年 9 月29日から施行する。

別紙 1 (第 6 の 2 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第18条第2項第2号に規程する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）附則第3条の規程により従前の例とされる地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合	改正前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項
対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農業組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号又は第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用することができることと認められること
-------------------------------------	-------------------------------

別紙 2 (第 6 の 2 (2) 関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は原則として3年、6年又は10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年の農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めただけの場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき菊川市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等ごとに、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合において、Iの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業共同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は執行しないものとする。